

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成28年11月15日

福島県監査委員 柳 沼 純 子
福島県監査委員 宮 下 雅 志
福島県監査委員 美 馬 武 千 代
福島県監査委員 菅 家 惣 一 郎

- 1 監査実施期間 平成28年9月2日～平成28年10月18日
- 2 監査対象機関 本庁15か所、公所12か所
- 3 監査の結果
監査は、平成27会計年度の財務に関する事務について実施した。

(1) 総務部

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
総務部	平成28年9月15日	宮下 雅志 美馬武千代	実地監査	平成28年8月18日 ～ 平成28年8月29日
会津地方振興局	平成28年9月5日	宮下 雅志 美馬武千代	実地監査	平成28年8月4日 平成28年8月5日
南会津地方振興局	平成28年9月8日	柳沼 純子 菅家惣一郎	実地監査	平成28年7月19日 平成28年7月20日
相双地方振興	平成28年9月7日	宮下 雅志 美馬武千代	実地監査	平成28年7月21日

局					平成28年7月22日
いわき地方振興局	平成28年9月6日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年8月2日 平成28年8月3日

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 県庁舎の防火管理及び防災管理に係る届出について、関係機関からの指導があったにもかかわらず事務手続がなされていない。（文書管財総室）
- ・ 建物貸付料の収入調定について、1か月以上遅延しているものがある。（南会津地方振興局）
- ・ 南相馬合同庁舎において、消防法に基づく避難訓練が平成22年9月8日を最後に実施されていない。（相双地方振興局）
- ・ 借上げ住宅家賃及び共益費に係る返納調定において、「戻入」で調定すべきところ「収入」で調定している。（いわき地方振興局）

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(2) 危機管理部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
危機管理部	平成28年9月21日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年8月17日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 企画調整部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
企画調整部	平成28年9月14日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成28年8月17日 ～ 平成28年8月25日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 補助事業の実績確認に著しく適切でないものがある。

「事実」

地域づくり団体甲に対し補助を行ったふるさと・きずな維持・再生支援事業において、年度途中に実施した会計確認の際に、経費の根拠となる資料を実績報告時に提出するよう求めていたが、その確認をせず、領収書の写しに日付がないもの3件及び平成26年度の日付のもの2件があるにもかかわらず、そのことに気づかず補助金の額の確定を行い補助金を支出している。

「是正・改善等の意見」

補助事業の実績確認に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

（文化スポーツ局）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 重要物品である電子計算組織2件の現物が確認ができず、管理に適正を欠いている。（企画調整総室）

(4) 生活環境部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
生活環境部	平成28年9月20日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年8月31日 ～ 平成28年9月2日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(5) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
保健福祉部	平成28年10月14日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成28年8月29日 ～ 平成28年9月8日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 福島県介護福祉修学資金貸付金の債権管理において、元金等未納者に対し平成26年10月以降徴収事務を実施していない。(生活福祉総室)
- ・ 福島県介護福祉修学資金貸付金の延滞利息について、調定を行っていないものがある。(生活福祉総室)

(6) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
商工労働部	平成28年10月14日	宮下 雅志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年9月5日 ～ 平成28年9月8日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 土地貸付料の収入調定の減額について、6か月以上遅延しているものがある。(産業振興総室)
- ・ 福島県医薬品研究開発拠点事業費補助金の支出負担行為及び補助金の交付決定を二重に行っているものがある。(産業振興総室)

(7) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
農林水産部	平成28年10月17日	柳沼 純子	美馬武千代	実地監査	平成28年8月24日 ～ 平成28年9月8日
会津農林事務所	平成28年9月5日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年8月2日 平成28年8月3日
南会津農林事務所	平成28年9月8日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年7月7日 平成28年7月8日
いわき農林事務所	平成28年9月6日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年7月14日 平成28年7月15日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。
指導事項

- ・ 特許権等運用収入調定について、1か月以上遅延しているものがある。(農林水産総室)
- ・ 事業用地として取得した土地について、公有財産台帳を整備していない。(農林水産総室)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(8) 土木部

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
					平成28年8月25日

土木部	平成28年10月18日	宮下 雅志	菅家惣一郎	実地監査	～ 平成28年9月8日
県中建設事務所	平成28年9月2日	柳沼 純子	菅家惣一郎	実地監査	平成28年7月19日 平成28年7月20日
相双建設事務所	平成28年9月7日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年8月4日 平成28年8月5日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 県営住宅使用料の収入未済額（過年度分）について、財務会計システムと県営住宅管理システムで把握している額の不一致の解消が不十分である。

「事実」

県営住宅使用料の収入未済額（過年度分）については、財務会計システムと債権管理のために土木部が独自に運用している県営住宅管理システムで把握している額が5建設事務所で一致していない状況が続いていたことから、昨年度、その解消を求めたところである。

しかしながら、現時点においてもほとんど解消されておらず、不一致の案件が多数存在している状況であるにもかかわらず、その解消策の十分な検討もなされていない。

「是正・改善等の意見」

財務会計システムと県営住宅管理システムで把握している県営住宅使用料の収入未済額（過年度分）の不一致を解消するため、実効のある方策を講じるとともに適切に建設事務所を指導すること。 （建築総室）

- ・ 行政財産（建物）の管理について、著しく適切でないものがある。

「事実」

平成23年11月に新築したあぶくま高原道路管理事務所の車庫（石川郡平田村大字上蓬田地内）について、登記手続が遅延して未登記のままとなっている。

「是正・改善等の意見」

あぶくま高原道路管理事務所の車庫については、速やかに登記手続を進めるとともに、財産の管理については、関係規程に基づいて適正に行うこと。

（県中建設事務所）

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 特殊車両の通行許可申請に係る道路通行手数料の金額算出を誤り、過大に調定したもの10件8,800円及び調定漏れ1件1,200円がある。

なお、平成25年度にも過大に調定したものが6件2,400円ある。

（相双建設事務所）

- ・ 更新により廃棄処分をした重要物品について不用決定の手続を行っていないものがある。また、更新された新物品について重要物品登録又は公有財産登録を行っていないものがある。

（相双建設事務所）

- ・ 契約締結後、別途決裁を受けることなく契約書の記載事項の一部を訂正している。

（相双建設事務所）

- 下記のとおり検討事項が認められた。

検討事項

- ・ 県営住宅使用料の未収金の債権管理に当たり、徴収困難事案の不納欠損処理について検討を要する。

（建築総室）

(9) 出納局

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
出納局	平成28年9月20日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年8月26日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(10) 議会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
議 会 事 務 局	平 成 28 年 10 月 14 日	柳 沼 純 子	美 馬 武 千 代	実 地 監 査	平 成 28 年 8 月 26 日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(11) 教育委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
教 育 庁	平 成 28 年 9 月 13 日	柳 沼 純 子	菅 家 惣 一 郎	実 地 監 査	平 成 28 年 8 月 17 日 ～ 平 成 28 年 8 月 24 日
博 物 館	平 成 28 年 9 月 9 日	柳 沼 純 子	菅 家 惣 一 郎	書 面 監 査	平 成 28 年 6 月 17 日
郡 山 北 工 業 高 等 学 校	平 成 28 年 9 月 9 日	宮 下 雅 志	美 馬 武 千 代	書 面 監 査	平 成 28 年 6 月 15 日
平 工 業 高 等 学 校	平 成 28 年 9 月 9 日	宮 下 雅 志	美 馬 武 千 代	書 面 監 査	平 成 28 年 6 月 14 日

- 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないように適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・旅費の支給に適正を欠いているものがある。

「事実」

所属職員の旅費について、過払いとなっているものが8件116,810円ある。

「是正・改善等の意見」

旅費の支給に当たっては、チェック体制を強化するとともに関係規程に基づき適正に行うこと。
(博物館)

- 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・委員への報償費について、履行確認の遅れから3か月以上経過して支出している。
(職員課)
- ・スクールソーシャルワーカー緊急派遣事業の委託契約において、必要に応じて一部を概算払できると定めているが、全額を概算払しているものがある。
(義務教育課)
- ・学校保健安全法に基づき学校薬剤師を設置すべきところ、平成27年4月1日に開校したいわき養護学校くぼた校において設置していない。
(特別支援教育課)
- ・福島県保健体育・スポーツ振興事業費補助金について、必要以上の金額を概算払している。
(健康教育課)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(12) 公安委員会

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日
警 察 本 部	平 成 28 年 9 月 16 日	柳 沼 純 子	美 馬 武 千 代	実 地 監 査	平 成 28 年 8 月 17 日 ～ 平 成 28 年 8 月 26 日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(13) 監査委員

対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員		実 施 方 法	職 員 調 査 年 月 日

監査委員事務局	平成28年9月21日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年8月25日
---------	------------	-------	-------	------	------------

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(14) 人事委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
人事委員会事務局	平成28年9月21日	宮下 雅志	美馬武千代	実地監査	平成28年8月26日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(15) 労働委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員		実施方法	職員調査年月日
労働委員会事務局	平成28年10月14日	宮下 雅志	菅家惣一郎	実地監査	平成28年9月7日

上記の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(監査総務課)